

令和2年4月

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
建設業許可にかかる各種変更届等の取扱いについて (R2.4.13時点)**

令和2年4月7日の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、緊急事態措置が実施される間(令和2年5月6日まで)、建設業許可(兵庫県知事許可)の各種変更届等について下記のとおり取り扱うこととします。

なお、新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況により、取扱い内容が変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

記

1 取扱いの概要

申請者又は申請代理人が、(1)から(3)の届出について郵送による届出を希望する場合は、郵送による届出も可能です。

(1) 事実発生から30日以内の届出

- ① 商号又は名称に変更があったとき
- ② 既存の営業所の名称、所在地又は業種に変更等があったとき
- ③ 資本金額(出資総額)に変更があったとき
- ④ 役員等(法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者)に変更があったとき
- ⑤ 個人の事業主、支配人又は法人の役員等の氏名に変更があったとき
- ⑥ 支配人に変更があったとき

(2) 事業年度終了後から4ヶ月以内の届出

- ① 毎事業年度(決算期)を経過したとき(決算の変更届)
- ② 使用人数に変更があったとき
- ③ 令第3条の使用人(営業所長)の一覧表に変更があったとき
- ④ 定款に変更があったとき
- ⑤ 健康保険等の加入状況に変更があったとき

なお、②～⑤は、原則として①と同時に届出。

(3) 廃業届

2 提出資料

1 (1)及び(2)については、「建設業許可申請等の手引」(令和2年4月1日(兵庫県建設業室))の17ページから19ページを確認ください。

1 (3)については、「建設業許可申請等の手引」(令和2年4月1日(兵庫県建設業室))の20ページを確認ください。

3 提出先(郵送先)

「建設業許可申請等の手引」(令和2年4月1日(兵庫県建設業室))の26ページを確認ください。

4 留意点

以下の点をご確認ください。

- (1) 郵送は書留(簡易書留、一般書留のいずれか)とし、申請者等から2部送付してください(2部:正本・副本)。
- (2) 郵送の際には、封筒に「変更届在中」と記載してください。
- (3) 申請者等からの送付の際に、宛名(返信先)を記入し、書留相当分の切手を貼付けた返信用封筒(副本が入る大きさの封筒)を同封してください。
- (4) 申請者等に内容確認や補正等を求める場合がありますので、必ず連絡先(電話番号等)が分かるようにしてください。

※ 内容確認等に時間を要する場合や応じていただけない場合は、処理期間が長くなる、もしくは処理できない場合があります。

- (5) 代理人による届出の場合は、以下の内容を記載した委任状を添付してください。

- ① 代理人の住所、氏名、電話番号、
(代理人が行政書士の場合は行政書士会登録番号も)
- ② 委任の範囲(できるだけ具体的に)
- ③ 委任年月日
- ④ 委任者の営業所所在地、商号または名称、代表者氏名、代表者の印
(代表者の印は、届出書の届出者欄と同じ印を押印)

5 取扱期間

緊急事態措置を実施すべき期間(令和2年5月6日まで)

以上